

証券コード：9377
2024年6月12日
(電子提供措置の開始日2024年6月5日)

株 主 各 位

東京都大田区羽田空港一丁目7番1号

株 式 会 社 エ ー ジ ー ピ ー

代表取締役 杉 田 武 久
社長執行役員

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第59回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.agpgroup.co.jp/investors/ir_information/shareholders/

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによる議決権の事前行使につきましては、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使のご案内】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

4頁記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前11時（開場午前10時）
2. 場 所 東京都大田区羽田空港一丁目1番4号
羽田イノベーションシティ ゾーンJ「コングレスクエア羽田」
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第59期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告および連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第59期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第6号議案 取締役等に対する業績連動型金銭報酬制度導入に伴う報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役等に対する事後交付型譲渡制限付株式ユニット付与のための報酬額決定の件
- 第8号議案 社外取締役に対する事後交付型譲渡制限付株式ユニット付与のための報酬額決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産は、取り止めさせていただいておりますので、なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主様に対して送付する書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令等および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、株主様に対して送付する書面には記載しておりません。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2024年6月27日（木曜日）午前11時

■ 株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2024年6月26日（水曜日）午後5時30分必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2024年6月26日（水曜日）午後5時30分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権
行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分まで

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限りです。



※QRコードは網デンソーウェブの登録商標です。

① ご注意事項

- インターネットにより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
郵送とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数、又は、パソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 9:00~21:00

アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をお読みいただき、
いただける方は【次へすすむ】ボタンをクリックしてください。
画を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。

次へすすむ

クリック

の他のご案内>

※「通知簿の電子配信」ご利用のお墨出の確定手続きはこちらをクリックしてください。

「次へすすむ」をクリック

2. ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは紙の議決権行使書用紙に記載されています。
（電子メールにてお知らせする株主様の場合は、
招集ご通知電子メールをご覧ください）

入力

議決権行使コード:

クリック

ログイン

閉じる

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力

*** ご自身で登録するパスワードへの変更 ***

- セキュリティ対策のため、パスワードは8文字以上、かつ英数字と記号をそれぞれ2文字以上含む必要があります。
- 現在ご利用中のパスワードと異なるパスワードを入力してください。

入力

議決権行使書用紙に記載されたログインコード （ログインコード）

ご使用になる新しいパスワード

確認の新しいパスワード

※ 設定するパスワードは8文字以上、かつ英数字と記号をそれぞれ2文字以上含む必要があります。

※ 現在ご利用中のパスワードと異なるパスワードを入力してください。

※ パスワードの強度を、電行標準で満たすことはできませんので、新しいパスワードは必ずお気を付けてください。

クリック

登録

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定のうえ「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、中期経営計画(2022-2025年度)にて、株主の皆さまへの還元をこれまで以上に充実させるために、配当および自己株式取得に積極的に取組み、本中期経営計画期間である4年間の総還元性向100%以上を目指しております。

本方針のもと、業績や財務状況等を総合的に勘案し、第59期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金30円、総額405,235,950円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、コーポレートガバナンスの更なる強化のため、執行役員制度を導入して業務執行とこれに対する監督の分離を図っております。業務執行体制の柔軟性を確保するとともに、業務執行の中核を担う人材を取締役以外の者を含めて広く募ることができるようにするため、定款における役付取締役の定めについて、社長以外の役付を廃止するものであります。

既に、2024年4月から、当社は経営課題への迅速かつ確かな対応を行うことを目的に、ガバナンス体制の更なる向上とスピード感を持った経営が実践できるよう、Cx0（Chief Officer）制度を導入し、業務執行の中核を担うメンバーに、業界外での経営経験や専門性を具備した取締役以外の人材を起用しております。

なお、最高執行責任者である社長については、これまでどおり、取締役から選定します。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（代表取締役および役付取締役） 第22条 取締役会は、その決議によって、取締役の中より社長1名を選定し、 <u>必要に応じ、会長1名、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</u>	（代表取締役および役付取締役） 第22条 取締役会は、その決議によって、取締役の中より社長1名を選定することができる。

第3号議案 取締役9名選任の件

現任取締役9名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

当社は、定款により取締役の任期を1年と定めており、株主の皆さまの判断を適切に反映できる体制としています。

取締役構成は、ESG経営を推進させガバナンス体制を強化しつつ、経営課題である上場維持と成長の実現に向けた迅速な対応を図ることを目的に、高い専門性で見識、豊富な経験、多様性を確保しています。

取締役候補者のうち2名が社外取締役候補者であり、いずれの候補者も、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を充たすとともに、同取引所に独立役員として届け出ています。

つきましては、独立社外取締役2名および新任取締役1名を含む9名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任につきましては、独立社外取締役が過半数を占め、かつ、独立社外取締役が委員長を務める任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において決議のうえ、株主総会に付議します。

その候補者は以下のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	すぎた たけひさ 杉田 武久 (1963. 4. 5)	1984年4月 (株) エージーピー 入社 2006年4月 当社 フードカート事業部 課長 2007年3月 当社 フードカート事業部 西日本統括グループ長 2011年7月 当社 経営企画部 統括マネジャー 2014年4月 当社 営業開発部 統括マネジャー 2014年6月 当社 営業開発本部 営業開発部長 2015年4月 当社 営業開発本部 副本部長(兼)営業開発部長 2016年4月 当社 営業開発本部 副本部長(兼)営業開発部長(兼)アグリテック事業部長 2018年4月 当社 営業開発本部 アグリテック事業部長 2018年6月 当社 執行役員 営業開発本部副本部長(兼)営業開発部長(兼)アグリテック事業部長 2019年4月 当社 執行役員 営業開発本部副本部長(兼)アグリテック事業部長 2019年6月 当社 執行役員 関西支社長 2021年4月 当社 執行役員 関西支社長(兼)空港業務統括部長 2022年4月 当社 常務執行役員 総務部 空港業務統括部担当 空港業務統括部長 2022年6月 当社 取締役常務執行役員 総務部 空港業務統括部担当 2024年4月 当社 代表取締役 社長執行役員 CEO(最高経営責任者) 安全衛生推進委員長(現在に至る)	8,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 株式数
2	【社外取締役候補者】 き き 佐々木 かをり (1959. 5. 12)	1987年7月 (株)ユニカルインターナショナル 代表取締役社長(現在に至る) 2000年3月 (株)イー・ウーマン 代表取締役社長(現在に至る) 2015年6月 当社 社外取締役(現在に至る) 2016年6月 日本郵便(株) 社外取締役 2016年6月 小林製薬(株) 社外取締役(現在に至る) 2023年5月 (株)マルエツ 社外取締役(現在に至る) 2023年6月 (株)テレビ東京ホールディングス 社外取締役(現在に至る)	0株
3	【社外取締役候補者】 あ なん ごう 阿南 剛 (1977. 3. 20)	2001年10月 弁護士登録 森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所 2007年4月 末吉綜合法律事務所(現：潮見坂綜合法律事務所)開所 同所パートナー(現在に至る) 2017年6月 日本精工(株) 独立委員会委員 2020年7月 大塚家具(株) 社外取締役 2021年5月 (株)INFORICH 社外監査役(現在に至る) 2022年6月 当社 社外取締役(現在に至る)	0株
4	あ なみ ゆう き 阿南 優樹 (1957. 2. 12)	1980年4月 日本航空(株) 入社 2006年4月 (株)日本航空インターナショナル ニューデリー支店長(兼)ニューデリー支店ニューデリー営業所長 2011年4月 日本航空(株) 監査役室室長 2011年6月 日本空港ビルデング(株) 常務取締役 2014年6月 同社 常務執行役員 2017年6月 日本空港テクノ(株) 専務取締役執行役員 2020年4月 当社 顧問 2020年6月 当社 常務取締役 販売事業本部長／事業本部副担当、GSE販売サービス、アグリテック事業担当 2020年11月 当社 常務取締役 販売事業本部長／事業本部副担当、GSE販売サービス担当 2021年6月 当社 常務取締役 GSE販売サービス部 フードシステム事業 海外事業推進担当 整備管理副担当 2022年4月 当社 取締役専務執行役員 GSE販売サービス部 フードシステム事業部担当 2023年4月 当社 取締役専務執行役員 GSE販売サービス部担当 2024年4月 当社 取締役専務執行役員 GSE販売サービス、事業開発推進 (M&A 含む) 担当(現在に至る)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	やま だ やす なり 山田 康成 (1961.10.30)	1982年4月 (株)エージービー 入社 2004年4月 当社 総務部 広報・IRグループ 課長 2004年10月 当社 総務部 総務グループ長(兼)広報・IRグループ長 2008年2月 当社 大阪空港支店 空港事業グループ長 2010年6月 当社 成田支社 整備事業部長 2013年6月 当社 整備事業部長 2016年4月 当社 業務本部 副本部長(兼)総務部長 2017年6月 当社 執行役員 関西支社長 2019年6月 当社 執行役員 羽田支社長 2020年6月 当社 取締役 業務本部長 経営企画 総務担当 コンプライアンス統括責任者 2021年6月 当社 常務取締役 動力管理 整備管理 空港業務統括 新規事業推進担当 2022年4月 当社 取締役常務執行役員 営業企画部 新規事業推進部担当 2023年4月 当社 取締役常務執行役員 技術開発部長委嘱 2023年6月 当社 取締役専務執行役員 技術開発部担当 2024年4月 当社 取締役専務執行役員 動力設備設計・工事、動力設備更新工事の投資抑制担当(現在に至る)	13,800株
6	やま ざき とも ひろ 山崎 有浩 (1968.2.13)	1992年4月 日本航空(株) 入社 2007年12月 同社 整備企画室付(株)JAL航空機整備成田(出向) 2009年10月 同社 整備本部付(株) JALエンジニアリング(出向) 2014年6月 同社 欧州・中東地区支配人室総務部長 2018年4月 同社 秘書部長 2020年4月 当社 執行役員 業務本部 総務部長 2021年6月 当社 取締役 環境事業推進 電力事業担当 総務副担当 2022年4月 当社 取締役常務執行役員 環境事業総括 環境事業推進部 電力事業部担当 2024年4月 当社 取締役常務執行役員 電力事業、環境管理・環境事業統括推進、環境×電気×DX に関連した成長事業創出担当(現在に至る)	0株
7	ひら おか まさ あき 平岡 正明 (1965.6.22)	1988年4月 全日本空輸(株) 入社 2001年4月 同社 整備本部管理室教育訓練部専門訓練チーム 主席部員 2016年6月 ANA ホールディングス(株)出向 2020年4月 ANA ラインメンテナンステクニクス(株)出向 2022年4月 ANA ホールディングス(株)出向グループ経営戦略室事業管理部付マネージャー 2022年6月 当社 取締役常務執行役員 安全・教育推進部担当 2024年4月 当社 取締役常務執行役員 安全・教育推進、品質管理、BPR推進担当(現在に至る)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
8	たけやま てつや 竹山 哲也 (1970. 1. 28)	1992年5月 (株)エージーピー入社 2013年6月 当社 経営企画部 マネジャー 2013年12月 当社 経営企画部 統括マネジャー 2018年4月 当社 業務本部 経営企画・財務部 副部長 2019年4月 当社 経営企画本部 経営企画部 副部長 2020年6月 当社 業務本部 経営企画部長 2021年6月 当社 執行役員 経営企画部長 2022年6月 当社 執行役員 経営企画部担当 2023年6月 当社 取締役執行役員 経営企画部担当 2024年4月 当社 取締役執行役員 CFO(最高財務責任者)、経営企画・経営管理・経理・財務コーポレート部門(組織改革・運営)担当(現在に至る)	2,000株
9	* つじ よしこ 辻 佳子 (1975. 7. 13)	2000年4月 日本コンピュータ・ダイナミクス(株)入社 2002年10月 アクセンチュア・テクノロジー・ソリューションズ(株)(現：アクセンチュア(株))入社 2008年12月 デロイト トーマツ コンサルティング(同)入社 2011年5月 (一社)JEBDA 理事(現在に至る) 2012年4月 経済産業省所管法人(独)中小企業基盤整備機構 海外販路開拓シニア・アドバイザー 2012年5月 クロスロード・キャピタル(株)設立 2013年11月 同社 代表取締役(現在に至る) 2013年11月 クロスロードBJ(バン格拉デシュ)(株)マネージングディレクター(現在に至る) 2016年4月 (公財)横浜企業経営支援財団 海外専門家 2018年5月 Airport Ground Power (Thailand) Co.,Ltd. マネージングディレクター(現在に至る) 2021年4月 当社 顧問 当社 経営アドバイザー 当社 経営企画部・総務部アドバイザー 当社 海外事業推進室にかかわる執行業務を委嘱(現在に至る) 2024年4月 当社 執行役員 CSO(最高戦略責任者)、海外事業推進室、コーポレート部門(採用、IR/広報)担当(現在に至る)	8,000株

- (注) 1. *印は新任取締役候補者であります。
- 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 取締役候補者の所有する当社株式数は、2024年3月31日現在の状況を記載しております。
 - 佐々木かをり氏、阿南剛氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており再任が承認された場合には、引き続き、独立役員とする予定であります。
 - 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割
佐々木かをり氏は、コミュニケーション・コンサルティング会社の経営者として幅広く活躍されており、同社の会社経営に携わることで培われた知識・経験ならびに働き方改革、ダイバーシティや女性活躍を踏まえた意見を当社の経営に反映させていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
阿南剛氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての実績や豊富な経験や見識を当社経営に活かしていただくことでコーポレートガバナンス体制強化のため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - 佐々木かをり氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって、9年となります。
 - 阿南剛氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって、2年となります。
 - 佐々木かをり氏、阿南剛氏は、当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
 - 佐々木かをり氏、阿南剛氏は、当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
 - 佐々木かをり氏、阿南剛氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
 - 佐々木かをり氏、阿南剛氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - 佐々木かをり氏、阿南剛氏は、当社の親会社等、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - 佐々木かをり氏、阿南剛氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
 - 社外取締役との責任限定契約について
現在、当社と佐々木かをり氏、阿南剛氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限り、法令の定める額を限度として契約を締結しております。両氏が取締役に就任された場合、責任限定契約を継続する予定であります。
 - 当社は、役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役徳武大介氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査役高田幸太郎氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の選任につきましては、独立社外取締役が過半数を占め、かつ、独立社外取締役が委員長を務める任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の審議を経て、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決議のうえ、株主総会に付議します。

その候補者は以下のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	【社外監査役候補者】 徳武大介 (1960. 2. 14)	1982年4月 日本空港ビルデング(株) 入社 2008年6月 同社 経営企画本部経営企画室 室長心得(兼) 事業開発本部施設設計画部 部長心得(兼) 事業開発本部新国際線準備室 室長心得 2010年8月 同社 事業開発・運営本部施設設計画部長(兼) 事業開発・運営本部事業 企画部長(兼) 国際線事業本部国際線ターミナル事業部長 2011年6月 同社 執行役員 事業開発・運営本部施設管理部長(兼) 事業開発・運営 本部事業企画部長 2015年6月 同社 常務執行役員 経営企画本部副本部長 2016年6月 同社 常務執行役員 管理本部副本部長 2017年7月 同社 常務執行役員 企画管理本部副本部長 2020年6月 当社 社外監査役(現在に至る) 2023年6月 東京国際空港ターミナル(株)常務取締役(現在に至る)	0株
2	【社外監査役候補者】 * 森本浩平 (1977. 11. 19)	2007年2月 全日本空輸(株)入社 ANA テレマート(株)出向 2009年4月 全日本空輸(株)総務部 2011年4月 同社 総務部株式会社チーム 2013年4月 ANA ホールディングス(株)グループ総務・CSR 部株式会社チーム 2014年4月 同社 グループ総務・CSR 部株式会社チーム主席部員(マネジャー) 2016年4月 ㈱エアージャパン 出向 2019年12月 同社 イスタンブール支店 マネジャー 2020年9月 同社 経理・財務室 経理部 会計チーム マネジャー(兼)ANA ホールディ ングス㈱ 財務企画・IR 部会計チーム マネジャー 2022年4月 同社 経理・財務室 経理部 連結決算チーム リーダー(兼)ANA ホールデ ィングス㈱ 財務企画・IR 部決算チーム リーダー 2024年4月 ANA ホールディングス㈱ グループ経営戦略室事業推進部 担当部長 (兼)同部関連事業推進チーム リーダー(現在に至る)	0株

(注) 1. *印は新任の監査役候補者であります。

2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 徳武大介氏、森本浩平氏は社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者の選任理由等

徳武大介氏を社外監査役候補者とした理由は、社外での実績や豊富な経験等を(事業開発)当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

森本浩平氏を社外監査役候補者とした理由は、社外での実績や豊富な経験等(財務・会計)を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

5. 徳武大介氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって、4年となります。
6. 徳武大介氏は、現在、当社のその他の関係会社である日本空港ビルデング(株)の特定子会社である東京国際空港ターミナル(株)常務取締役であります。
7. 森本浩平氏は、現在、当社のその他の関係会社であるANAホールディングス(株)のグループ経営戦略室 事業推進部 担当部長兼 同部関連事業推進チーム リーダーであります。
8. 徳武大介氏、森本浩平氏は、当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
9. 徳武大介氏、森本浩平氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
10. 社外監査役との責任限定契約について
現在、当社と徳武大介氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限り、法令の定める額を限度として契約を締結しております。同氏が監査役に就任された場合、責任限定契約を継続する予定であります。
11. 社外監査役との責任限定契約について
森本浩平氏が監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限り、法令の定める額を限度として契約を締結する予定であります。
12. 当社は、役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。候補者が監査役に選任され就任した場合、いずれの監査役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

(参考) 本定時株主総会で第3号議案が決議された後の取締役(予定)のスキルマトリクス

当社の取締役会の人数は9名とし、そのうち2名以上は独立性の高い社外取締役としております。

当社の取締役は、経営課題である上場維持と成長の実現に向けた迅速な対応のために、業界知識・経営経験・能力を具備する社内出身の取締役と業界外での経営経験・専門性・能力を具備する社外からの取締役に加え、独立役員の要件を充足した公正かつ客観的な立場から積極的に助言・提言ができる社外取締役を選任しており、目標達成に向けて、取締役会全体として、各自の専門性、経験、見識を活かし補完し合える、多様かつバランスのとれた取締役会を構成することを基本方針とする考えです。(2024年6月)

	氏名	専門性・経験・見識									指名報酬委員会	社内		社外
		企業経営	法務・ リスクマネジメント	安全・品質	財務・会計	ダイバーシティ	人材戦略・組織マネジメント・ 営業・マーケティング	技術・研究開発(ITを含む)	事業開発	グローバル		ESG・サステナビリティ	経営経験・能力を具備	業界知識・ 専門性・能力を具備
取締 役	杉田 武久 代表取締役社長	●		●		●			●	●	●			
	佐々木 かをり 取締役	●				●		●	●	●	●			● ★
	阿南 剛 取締役		●							●	●			●
	阿南 優樹 取締役						●	●	●			●		
	山田 康成 取締役			●			●	●				●		
	山崎 有浩 取締役		●			●		●				●		
	平岡 正明 取締役			●		●	●			●		●		
	竹山 哲也 取締役				●	●				●		●		
	辻 佳子 取締役	●			●				●		○ 事務局		●	● ★

※ 上記の表は、各人の有するすべての専門性・経験・見識を表すものではありません。

※ 上記の表の欄外の★印は女性役員を示します。

(参考) 本定時株主総会で第4号議案が決議された後の監査役(予定)のスキルマトリクス

当社は、監査役に特に期待する分野として、「法務・リスクマネジメント」、「財務・会計」における専門性・経験・見識を重視しております。

また、当社の監査役会の人数は4名とし、そのうち最低1名は財務・会計に関する適切な知見を有する者を選任することとしています。(2024年6月)

	氏名	専門性・経験・見識				社内		社外
		リスク・法務・マネジメント	財務・会計	監査	その他	経営経験・能力を具備	業界知識・専門性・能力を具備	独立役員要件を充足
監査役	坂本 重敏 常勤監査役		●	●	●	●		
	岩本 慎哉 監査役	●		●	●			
	徳武 大介 監査役			●	●			
	森本 浩平 監査役		●					

※ 上記の表の「その他」は、当社が定めた監査役に求める専門性・経験・見識以外に、監査役が具備することが相応しい経験を示しています。(コーポレートガバナンス、サステナビリティ経営等)

スキル項目	選定理由
企業経営	当社取締役会では、組織マネジメントの観点からの審議や総合的な判断が求められており、個別の専門性に偏らない、企業経営ないし組織運営の経験を必要な項目として選定
法務・ リスクマネジメント	当社の成長実現に向け、法令・定款に適合し、適正な業務遂行を通じた企業価値向上を図るために必要となる、コーポレートガバナンスの強化、内部統制の構築・運用、当社事業に関する様々なリスク管理が重要であり、法務、ガバナンス、リスクマネジメント全般におよぶ経験、見識等を必要な項目として選定
安全・品質	航空・空港業界に携わる当社にとって、安全及び品質が当社事業に係る最大の基盤であり、安全の維持、品質の維持と更なる向上が重要であることから、これらに係る事項全般におよぶ経験、見識を必要な項目として選定
財務・会計	当社事業運営の安定化および成長の実現による企業価値向上に必須である財務戦略の立案・推進に関し、財務・会計、ファイナンスに係る事項全般におよぶ経験、見識、専門性を必要な項目として選定
人材戦略・ 組織マネジメント・ ダイバーシティ	当社の価値創造の原動力となる最大の資本は人材であり、当社の成長に向けて人的資本の価値を最大化するための人材戦略に基づく人的資本投資、組織力強化に向けた業務効率化を含む組織マネジメント、ダイバーシティ・イクイティ・インクルージョンに関する経験、見識、専門性を必要な項目として選定
営業・マーケティング	主に当社既存事業領域における売上・シェア拡大を実現するために必要となる営業、マーケティングに関する事項全般におよぶ経験、見識を必要な項目として選定
技術開発・研究開発 (ITを含む)	加速するDX、IoT化への対応として、技術開発、省人化に資する研究開発を推進することが企業成長に資する重要な項目であり、これらに関する事項全般におよぶ経験、見識、専門性を必要な項目として選定
事業開発	当社の経営課題解決に向け、市場開拓戦略、新商品開発戦略、多角化戦略それぞれの推進による成長事業の創出が必要不可欠であり、これらを実現するために必要となるM&Aを含む事業開発を推進するにあたり必要となる事項全般におよぶ経験と見識等を必要な項目として選定
グローバル	当社は海外現地法人を持ちグローバル展開を目指していることから、地政学、経済情勢、政治動向等に関する情報が重要であり、これらに関する事項全般におよぶ経験、見識を必要な項目として選定
ESG・ サステナビリティ	当社は①「環境社会に貢献する」として、空港のCN実現に向けた取組、②「人材は最大の資本」として考え、従業員福祉の向上に向けた取組、③企業価値向上に向けたガバナンス強化に向けた取組を推進しており、これらに関する事項全般におよぶ経験、見識、専門性を必要な項目として選定

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。当該補欠監査役候補者のうち、安河内浩之氏は社外監査役以外の監査役の補欠の監査役として、松尾慎祐氏は社外監査役の補欠の社外監査役として、それぞれ選任をお願いするものであり、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠監査役候補者の選任につきましては、独立社外取締役が過半数を占め、かつ、独立社外取締役が委員長を務める任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の審議を経て、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決議のうえ、株主総会に付議します。

その候補者は以下のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	やすこうち ひろゆき 安河内 浩之 (1961. 9. 28)	1980年4月 (株)エージーピー 入社 2005年4月 当社 中部空港支店 空港事業グループ 技師 2006年9月 当社 中部空港支店 業務グループ長 2010年11月 当社 関西支社 動力事業部長 2012年10月 当社 中部空港支店 支店長 2014年6月 当社 沖繩空港支店 支店長 2017年6月 当社 執行役員 羽田支社長 2019年6月 当社 執行役員 成田支社長 2022年4月 当社 執行役員 技術開発部担当 成田支社長 2022年12月 当社 執行役員 技術開発部長 成田支社長 2023年4月 当社 執行役員 成田支社長 (株)エージーピー沖繩 顧問 2023年6月 当社 執行役員 (株)エージーピー沖繩 代表取締役社長(現在に至る)	7,000株
2	まつ お しん すけ 松尾 慎祐 (1970. 8. 4)	1997年4月 東京弁護士会登録 さくら共同法律事務所入所 2006年6月 さくら共同法律事務所 パートナー(現在に至る) 2011年6月 (株)タチエス社外監査役(現在に至る) 2019年12月 当社 社外監査役 2020年6月 当社 社外監査役辞任 2022年4月 当社 社外監査役 2022年6月 当社 社外監査役辞任	0株

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者の所有する当社株式数は、2024年3月31日現在の状況を記載しております。

3. 松尾慎祐氏は補欠の社外監査役候補者であります。
4. 補欠の社外監査役候補者の選任理由等
松尾慎祐氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての実績や豊富な経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。
5. 松尾慎祐氏は、現在、当社と顧問弁護士契約を交わしております。
6. 松尾慎祐氏は、当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
7. 松尾慎祐氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
8. 松尾慎祐氏は、当社の親会社等、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
9. 松尾慎祐氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
10. 社外監査役との責任限定契約について
松尾慎祐氏が社外監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限り、法令の定める額を限度として契約を締結する予定であります。
11. 当社は、役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が監査役に就任した場合、D&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

(参考) 第6号議案から第8号議案における取締役報酬制度改定3議案に共通する提案の理由

当社の取締役の報酬は、2006年6月22日開催の第41回定時株主総会において、年額2億円以内とご承認いただき、当該報酬枠の範囲内で取締役個人別の報酬等の額を定め、これをすべて毎月固定額にて金銭で支給してまいりました。しかしながら、コーポレートガバナンスの観点から、わが国の企業における経営者報酬は、企業業績に連動する部分の比率が高まっており、とりわけ、経営陣に株主目線での経営を促す株式報酬を導入する動きが顕著に拡大しております。

こうした動向を踏まえ、当社においても、取締役の報酬体系を抜本的に見直すこととし、2024年5月13日開催の取締役会において、①長期的な企業価値の創造を促し、企業理念である挑戦心の維持と成長戦略実現への動機づけとなること、②社会インフラを担う企業として中立かつ公平な意思決定を促す報酬制度であること、③達成された業績に応じ支給額が変動する業績連動型の報酬制度であること、④環境貢献に資するインフラサービスを安全かつ安定的に提供し続けるべく、外部環境の変化に適応するための革新的な技術の進歩・発展を重視すること、⑤短期利益の追求や過度な成長投資へ繋がらないようリスク管理が為されていること、⑥各役員の役割および責任の大きさに応じ、マーケット水準に照らして適切な報酬額となっていること、との6つの基本方針を定め、かかる基本方針に則った新しい報酬体系を導入することとを決議いたしました。新たな報酬方針の詳細は、事業報告42頁に参考事項として記載しておりますので、ご参照ください。

第6号議案から第8号議案は、新たな報酬方針に従い、社外取締役を除く取締役に対し、事業年度ごとの業績目標の達成度合いに基づき年次にて支給される年次現金報酬を導入すること(第6号議案)及び社外取締役を含む取締役に対し、当社グループの中長期的な価値創造に向けたインセンティブとして支給される株式報酬を導入すること(第7号議案及び第8号議案)をお願いするものであります。

新たな報酬方針は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において、当社と独立した立場にある経営者報酬コンサルタントであるペイ・ガバナンス日本株式会社の助言を得て決定された答申内容に基づき決議されたものであり、第6号議案から第8号議案の内容は、当該方針に沿ったものであることから、その内容は相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は9名(うち社外取締役2名)ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名(うち社外取締役2名)となります。

第6号議案 取締役等に対する業績連動型金銭報酬制度導入に伴う報酬額設定の件

当社の取締役の報酬につきましては、2006年6月22日開催の第41回定時株主総会において年額2億円以内（以下、「基本報酬枠」といいます。）とご承認いただき、現在に至っておりますが、今般、社外取締役を除く取締役に対し、事業年度ごとの業績目標の達成度合いに基づき年次にて支給される年次金銭報酬を導入するため、基本報酬枠とは別枠で、1事業年度あたり1.5億円の報酬枠の設定をお願いするものであります。

各対象取締役に対して支給する年次金銭報酬の算定方法及び具体的支給額は、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会の決議により決定いたしたいと存じますが、第60期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業年度及び第61期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）にかかる年次金銭報酬の算定方法の概要は、下記のとおり予定しております。

記

(1) 基本報酬に対する割合

対象事業年度における業績の目標達成割合が100%である場合に、基本報酬の額の概ね50%になるものとする。

(2) 業績指標及び構成比

業績指標は、売上高、営業利益率、財務数値以外の成長戦略目標の3指標により構成され、その構成比は15%、15%、70%とする。3指標のうち成長戦略目標は、事業年度ごとに定めた戦略目標を踏まえた定量あるいは定性の基準として設定されます。

(3) 業績連動性（インセンティブカーブ）

各指標についてあらかじめ3通りの目標数値（最低限の目標、標準目標、最大限の目標）を設定し、最低限の目標を達成した場合の支給率を50%、標準目標を達成した場合の支給率を100%、最大限の目標を達成した場合の支給率を150%とする。各指標につき、最低限目標を下回った場合の支給率は0%、最大限の目標を上回った場合の支給率は150%とする。

第7号議案 取締役等に対する事後交付型譲渡制限付株式ユニット付与のための報酬額決定の件

当社の取締役の報酬につきましては、2006年6月22日開催の第41回定時株主総会において年額2億円以内（以下、「基本報酬枠」といいます。）とご承認いただき、現在に至っておりますが、今般、取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社が2022年5月26日に策定・公表した「AGPグループ中期経営計画（2022-2025年度）」の目標達成、及び当社グループの中長期的な価値創造に向けたインセンティブ報酬として、本定時株主総会の終結の時から2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の末日までの間を対象期間とする業績条件付き事後交付型株式報酬（RSU）を付与するため、基本報酬枠とは別枠で、以下の内容による事後交付型株式報酬にかかる報酬枠の設定をお願いするものであります。

(1) 概要

事後交付型株式報酬は、権利付与後一定期間を経過した後、一定の条件を満たすことを条件として、あらかじめ定められた数又はあらかじめ定められた算定方法により計算される数の普通株式を交付する株式報酬です。当社は、在任条件及び業績条件をいずれも充足することを条件として、権利を付与された取締役に対し、本定時株主総会終結後1ヶ月以内に開催される取締役会の決議において定める交付株式数の当社普通株式を、2026年3月期にかかる定時株主総会終結後に交付します。

(2) 各取締役に対するユニットの付与

当社は、本定時株主総会終結後1ヶ月以内に開催される取締役会の決議により、各取締役（社外取締役を除く。以下本議案において同じ。）に対し、後記の権利確定条件を充足することを条件として、2026年3月期にかかる定時株主総会終結後において所定数（以下「交付株式数」といいます。）の当社普通株式の交付を受けることができる権利（以下「ユニット」といいます。）を付与します。

各取締役に対して付与されるユニットの数は、各取締役の基本報酬の年額（以下「基準額」といいます。）を、取締役会決議日（以下「権利付与日」といいます。）の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。以下「基準株価」といいます。）で除して得た数（1株未満の端数は切り捨てる。）とします。なお、対象期間中に役職等の変更により基本報酬の額が変動した場合には、ユニット数は追加で付与または返還されるものとします。

1ユニットあたりの交付株式数は1株とします。ただし、ユニット付与後に当社普通株式につき株式の分割・併合が行われた場合等には、交付株式数は合理的に調整されるものとします。

なお、各取締役にかかる基準額の総額は、1億円以内とします。

(3) 株式を交付するための条件（権利確定条件）

各取締役は、次の条件をすべて充足する場合に限り、当社普通株式の交付を受けることができるものとします。

- ① 2026年3月末日までの間継続して当社取締役として在任すること（ただし、2025年3月期にかかる定時株主総会の終結後に死亡、任期満了その他正当な事由により退任した場合はこの限りでない。）
- ② 2025年度にかかる有価証券報告書において記載されるべき連結PBR（自己資本利益率に株価収益率を乗じた倍率）が1.0倍以上であること
- ③ 2026年3月末日現在において流通株式比率（東京証券取引所が有価証券上場規程において定める「流通株式」の数の「上場株券等」の数に対する比率をいう。）が25%以上であること

(4) 株式を交付する時期及び方法

当社は、2026年3月期にかかる定時株主総会の終結後1ヶ月以内に開催される取締役会の決議により、権利確定条件を満たした各取締役に対する株式の交付を決議します。株式の交付は、新株発行又は自己株式の処分により行い、また、権利確定条件を満たした各取締役に対し、交付株式数に当社普通株式の交付に係る当社取締役会決議の日の前日時点の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じて得た額の金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を現物出資する方法により行います。

なお、各取締役に対して交付される当社普通株式の総数は、14万株以内（ただし、ユニット付与後に当社普通株式につき株式の分割・併合等が行われた場合等には、交付株式数と同様の合理的な調整を行います。）とします。

<株式の譲渡制限>

当社普通株式の交付を受けた各取締役は、権利付与日から3年を経過する日までの間、当該株式について譲渡その他一切の処分をすることはできないものとします。

(5) 組織再編時の取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、株式移転計画等の組織再編に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認され、2026年3月末日より前にその効力が生じる場合は、当該承認日までの間継続に在任する取締役に対して、その有するユニット数に1ユニットあたりの交付株式数を乗じた数の当社普通株式又はこれに代わる金銭を交付します。なお、金銭を交付する場合には、当社普通株式に代わって金銭が交付されることとなる当該当社普通株式に係る交付株式数に上記承認日前20日間の当社普通株式の東京証券取引所の普通取引における終値の平均値を乗じた額の金銭を交付するものとします。

(6) クローバック

株式報酬の付与を受けた取締役について次のいずれかに該当するなど企業価値向上に反する行為があったときは、指名・報酬委員会の審議を経た上で取締役会の決議により、付与したユニットの全部又は一部を失効させ、又は交付した株式の返還等を請求することができるクローバック条項を設定します。

- ① 不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実が判明した場合
- ② 会社法に定める取締役の欠格事由に該当することとなった場合
- ③ 権利確定条件を成就していないことが判明した場合
- ④ その他上記各号に準ずる場合

第8号議案 社外取締役に対する事後交付型譲渡制限付株式ユニット付与のための報酬額決定の件

当社の社外取締役の報酬は、2006年6月22日開催の第41回定時株主総会において取締役全体について年額2億円以内とご承認いただいた報酬枠の範囲内で、基本報酬のみを支給しております。

しかし、当社の中長期的な企業価値の向上を図るためには、社外取締役を含む取締役が一体となって、企業価値を高めるための戦略を策定し、必要な施策を積極果断に講じることが不可欠です。とりわけ、第7号議案で承認をお願いしております事後交付型株式報酬の業績条件はいずれも社外取締役を含む取締役全員が一体として取組むべき課題であることから、同内容の業績条件付き事後交付型株式報酬（RSU）を社外取締役に対して付与するため、基本報酬枠とは別枠で、事後交付型株式報酬にかかる報酬枠の設定をお願いするものであります。

事後交付型株式報酬の内容につきましては、上記第7号議案をご参照くださいますようお願いいたします。なお、各社外取締役にかかる基準額の総額は、3千万円以内とします。

以 上

事業報告

(2023年4月1日)
(2024年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期においては、物価上昇や原材料価格等の高騰はあるものの、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みました。また、円安を背景としたインバウンド需要も好調に推移し、航空需要においても国際線の回復が一段と進みました。

このような状況における当社業績は、運航便数の増加により動力供給事業、エンジニアリング事業が牽引したことに加え、商品販売事業は堅調に推移した結果、売上高合計は129億86百万円と前期末比19億46百万円(17.6%)となり、全てのセグメントにおいて増収となりました。

営業利益は10億59百万円と前期末比5億31百万円(100.8%)の増益、経常利益は10億75百万円と前期末比5億62百万円(109.7%)の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は6億89百万円と前期末比1億78百万円(35.0%)の増益となりました。

各セグメント別の業績は次のとおりであります。

【動力供給事業】

コロナ禍から順調に回復した国内線需要に加え、欧米や豪州、東南アジア諸国からのインバウンド需要により、国際線の運航便数が増加したことで、電力供給機会が増加しました。さらに2023年4月利用分より原材料費の変動に応じた価格転嫁を開始したことで、売上高は54億75百万円と前期末比12億8百万円(28.3%)の増収となりました。

セグメント利益は、復便に伴う設備稼働の向上により、10億10百万円と前期末比7億64百万円(310.5%)の増益となりました。

【エンジニアリング事業】

運航便数の増加に伴う特殊機械設備*の稼働再開等により、保守業務および整備工事等が増加した結果、売上高は64億93百万円と前期末比6億23百万円(10.6%)の増収となりました。

セグメント利益は、増収により、13億35百万円と前期末比46百万円(3.6%)の増益となりました。

*特殊機械設備；旅客手荷物搬送設備及び旅客搭乗橋設備

【商品販売事業】

AGPでんきサービス終了の影響がある一方で、フードシステム事業は新規顧客の獲得により、介護・福祉施設へのカート販売が好調に推移いたしました。また、GSE*の販売も増加したこと等により、売上高は10億17百万円と前期末比1億15百万円(12.8%)の増収となりました。

セグメント損失は、5百万円（前期末 セグメント損失36百万円）と赤字幅が縮小いたしました。
 *GSE；Ground Support Equipmentの略称で、航空機地上支援機材の総称

事業	売上高	(構成比)	前期比
動力供給	5,475,433千円	(42.2%)	128.3%
エンジニアリング	6,493,659千円	(50.0%)	110.6%
商品販売	1,017,789千円	(7.8%)	112.8%
計	12,986,882千円	(100.0%)	117.6%

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

(2025年3月期の計画)

次期業績につきましては、将来に向けた研究開発や成長戦略の要である成長投資の実践、それを実行するための人的資本投資により一時的な費用増加を計画しており、営業利益は8億10百万円と前期末比2億49百万円の減益、経常利益は8億10百万円と前期末比2億65百万円の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は5億20百万円と前期末比1億69百万円の減益を計画しております。

(2) 経営環境及び対処すべき課題

① 当社を取り巻く経営環境

◆ 政治的な側面（政府の方針や影響する法律・制度など）

・東京証券取引所の市場区分見直しおよびコーポレートガバナンス・コードの改訂

東京証券取引所は資本市場を通じた資金供給機能向上を目的に、2022年4月に東京証券取引所の上場制度の見直しと上場維持基準を新たに設定しました。また、世界的にコーポレートガバナンスに関心が高まる中、日本においても持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現するために、取締役会の機能発揮、中核人材の多様性の確保、サステナビリティを巡る課題への対応等のガバナンス諸課題に、企業がスピード感を持って対応することが求められるようになり、東京証券取引所により、上場会社に求められるガバナンス水準の具体的な指針が打ち出され、2021年6月に改訂コーポレートガバナンス・コードが公表されました。

このように独立した上場企業としての在り方が注視される中、当社はスタンダード市場への移行を選択し、スタンダード市場のコンセプトに準じた基本的なガバナンス水準を備えつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットすることを重要と考え、改めて上場維持を堅持することを決定しました。2024年3月31日現在において、上場維持基準である流通株式比率は23.83%であり現時点では上場維持基準の条件は未達の状況であります。なお、当社は経過措置期間終了の2025年3月末までを目標に上場維持基準を充たす計画としております。

・空港分野におけるCO2削減に向けた取組（2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて）

我が国は、2050年に温室効果ガス排出量の実質ゼロを宣言（カーボンニュートラルの推進）しており、国土交通省は「空港における脱炭素」に向けた取組みを推奨しています。現在、各空港の運営会社等が空港内の脱炭素化の取組みとしての空港内車両のEV・FCV化を検討しています。

このような背景を踏まえ、当社はこれまで国内主要空港にて培ってきた、GPU設備をはじめとする電気インフラに係わる知見と技術が、最大限活かせる好機と捉え、当社の強みである「電気」を主軸とした、「環境」×「電気」×「DX」領域での事業多角化を行い、新たな収益の柱となるビジネス創出を目指しており、各種ソリューション開発を推し進めている最中であります。

◆ 経済的な側面

・ 航空需要の著しい伸張

航空需要については、2023年12月にIATA（国際航空運送協会）より、「2024年の旅客数は新型コロナウイルスの感染拡大前の2019年に記録した45億人を超え、過去最多となる約47億人を超えることが見込まれる。」と発表されており、今後も航空需要の回復が想定されています。

そのため、当社の中期経営計画策定時に想定していたコロナからの需要回復よりも、伸長率は高く当社の売上に大きく影響を及ぼすことが想定されます。

・ IoT技術やAIの到来

加速化するIoT技術、AI、自動化・省人化の到来により、空港業界全体の構造も変革をしています。当社がこれまで技術・技能を具備した人材で担ってきたエンジニアリング業務が一部代替される傾向があり、従来の契約形態へ影響を及ぼす可能性があります。

このような背景を踏まえ、当社は既存事業との関連性を基に、新たな技術価値によるサービス構築が急務であると課題の認識をしています。

・ EC物販市場の拡大

国内のEC市場は拡大が続いており、BtoCの市場規模はこの10年で約2.5倍にまで拡大しており、これに伴い、大手ECメーカーの倉庫等の建設が進んでいます（コロナ禍でのEC市場成長の加速化）。倉庫には、マテリアルハンドリングシステムが設置されており、保守メンテナンスが必要になるものですが、これは当社が、これまで空港内にて培ってきたBHS^{*}の保守業務を活かすことができる技術です。

既に当社はこの成長分野への参画は出来ておりますが、今後はより積極的に資本を投下しつつ、更なるシェア獲得に向けて邁進し当社の新たな収益の柱となるよう目指しています。

*BHS；Baggage Handling Systemの略称

◆ 社会的な側面

・労働力人口減少問題と物価上昇を背景とした賃上げ

労働力人口減少を背景に人材不足が深刻化していますが、コロナ後の航空・空港業界全体では特に採用力が低下しており、人材確保が困難となっている状況です。この背景には、ボラティリティが高く、また、航空会社を除くと総じて賃金水準が低位であるという忌避意識が高いと推察しています。加えて、昨今の急激に進む物価上昇を背景に、従業員の生活水準を守るため、政府も企業に対して、賃上げ要請を強めてきております。

当社においては、労働力人口減少の課題に対してコロナ前より重く捉えており、外国人や女性技術者の採用、定年退職者の再雇用を進めてまいりましたが、BtoB事業が主体であり知名度が低く、働く環境も不規則なシフト勤務などの課題があるため、人材確保は厳しい状況が続いています。そのため、当社では業務改革を推し進め、適正人員を可視化し業務効率化・標準化、技術員のマルチスキル化、シフト編成の適正化を行い、一人当たりの生産性向上を図る所存です。また、優秀な人材確保と維持に向けて、6月より一人当たり平均月額10,166円（+3.6%）、最大20,000円の賃金水準を引き上げることを決定しております。

◆ 技術的な側面

・新技術を活用した空港運営

IoT技術等の革新により、欧州を中心にGSE機材のEV化や自動化・省人化が進んでいる状況にあり、また、日本国内においては、空港内車両のEV化、自動運転化のほか、CO2排出抑制に向けた再生可能エネルギーの活用や蓄電技術の発展など、新技術を活用した空港運営が求められています。

当社においても、外部環境の変化に適応し、革新的・先進的な技術を具備したソリューションを獲得することが急務であるため、主軸技術で強みがある「電気と機械」の技術を柱とした、自社設備・製品開発を積極的に行い、また、空港の脱炭素化に向けた各種実証試験に取り組んでおります。今期からは更なる発展に向けてリソースを優先的に配分し技術の研究開発に取り組む計画をしています。

② 当社の経営課題と対策

私たちAGPグループは、空港を利用される全ての皆さまに、中立的な立場で社会インフラサービスを公平に提供し続けられるサステナブルな会社を目指しております。

社会インフラを担う会社として、“安全に”、かつ、外部環境の変化に応じて、“常に進歩・発展をした”、サービスを提供し続ける責務を担っていると自覚しており、“技術”を駆使した設備投資を行い“環境貢献に資する”、サービスを提供することを企業理念に掲げています。

これらを実現するためにESG経営を推進し、「成長の実現」と「戦略投資と還元の両立」を図り、持続的な成長を成し遂げて、株主価値を向上する事が最大の使命であると認識しております。

その最大の使命を達成するにあたり、当社は、「i. スタンダード市場への上場維持基準への適合と上場企業としてのガバナンス具備」、「ii. 事業視点から見た成長の実現に向けた課題」、「iii. 財務の視点

から見た、戦略投資と還元の両立に向けた課題」と大きく3つの課題を抱えております。

各課題に対しましては、対応の方向性をお知らせするとともに、対処施策についての取組を推し進めてまいります。

i) スタンダード市場への上場維持基準への適合と上場企業としてのガバナンス具備

東京証券取引所の市場区分の見直し時点（2022年3月）で、スタンダード市場の上場維持基準への適合条件である『流通株式比率25%以上』において、上場維持基準を充たしていない状況でした。その理由は、当社株式について、過去の設立から現在に至るまでの経緯により、上位3位までの事業法人による当社株式保有が8割を占めており、出来高が些少となっているからです。それに起因して純投資目的の投資家の参加率が低い状況であることを課題として認識しており、政策的な保有を目的とされている当該事業法人に対しては、当社株式保有比率低減に向けてのご協力をお願いするほか、各種施策を機動的に検討・実施してまいりました。2年間の実績としては、上位3位までの主要な株主に保有されている当社株式を1,287,900株売却していただき、当初17.73%であった流通株式比率は、2024年3月31日現在において、23.83%となりました。しかしながら、現時点では上場維持基準である『流通株式比率25%以上』の条件は未達成です。

引き続き、過去の設立経緯から当社株式を多く保有されている株主がございますが、かかる株式につきましては、当該株主の方針を尊重する一方、当社の流通株式の状況をご理解いただいた上で、当社株式の保有比率低減に向けて、固定株の縮小に向けた取組みを、相互信頼関係のもと推進するご協力をお願いしていく所存です。なお、当社は経過措置期間終了の2025年3月末までを目標に上場維持基準を充たす計画としています。

コーポレートガバナンス・コードの全原則への準拠における2年間の実績としては、19項目あったExplainのうち11項目をComplyしましたが、当社は現在、遵守できていない項目についても、本中期経営計画期間の残り2年間で全項目の達成を目指しています。2022年9月に独立社外取締役が過半数を占め、かつ、委員長を務める、任意の指名・報酬委員会を設置しており、コーポレートガバナンス・コードを遵守できていない8項目のうち、原則4-2、補充原則4-1-3、4-2-1、4-3-1、4-3-3、4-8-3それぞれに関して、当該指名・報酬委員会を中心に具体的な検討を既に開始しております。特に、補充原則4-2-1（中長期的業績と連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬の割合の適切な設定）に関しましては、本株主総会に取締役報酬の改定議案として付議させていただいております。また、当社は、東京証券取引所が2023年12月26日に開示した「少数株主保護及びグループ経営に関する情報開示の充実」に則って、情報開示の充実に努めてまいります。

ii 事業視点から見た成長の実現に向けた課題

当社は、将来事業ポートフォリオの構築と成長の実現を目指しておりますが、多角化による新たな成長エンジンの獲得を成し得ておらず、当社の将来に向けた成長実現のための「戦略投資」が計画より遅れており、企業成長に向けた取組みについて、進捗しておりません。

その様な状況下、戦略目標である成長事業の創出に向け、空港における脱炭素の実現に向けた「環境×電気×DX」への取組推進と「物流保守サービスの拡大」への取組みを進めてまいります。

・環境×電気×DX（空港内車両のEV化を促進し、EMS/FMS*へ展開）

空港分野におけるカーボンニュートラルへの取組みを推進し、企業理念のもと環境貢献に資する新たな成長ビジネスの創出を目指しています。

その中で、空港内に配置されているディーゼル車両を順次EVに置き換えていくことが施策の大きな柱となっており、EVの配備には空港内に適切な充電施設を整備することが不可欠となります。

当社は創業以来、国内主要空港にてGPU施設をはじめとして電気インフラに係わる知見と技術を最大限活かせる好機と捉え、これまで取組んできた「環境」と「電気」に加え、「DX」を掛け合わせた「空港におけるEMS（エネルギーの最適化）の開発」を行い、空港が抱えている問題の解決に向けて貢献したいと考えており、最終的には空港全体のエネルギーマネジメントを実現する構想により新たな価値を生み出し、当社成長領域の柱としていきたいと考えています。

*EMS/FMS；Energy Management System/Fleet Management Systemの略称

・物流保守サービスの拡大

当社は、ボラティリティが高い航空業界に対応した財務の安全性確保という観点からも、これまで空港内で培ってきた技術と経験を駆使し、空港外へ事業領域の拡大を進めておりますが、新規顧客開拓に加えて、エンドユーザーとの直接契約を獲得すること、M&A（事業/企業買収、事業シナジーのある純投資）の検討を進めてまいります。

今後は必要となる事業投資、機能や事業を具備するためのM&Aなどの実行に加え、成長事業の創出を支える技術開発、新たな自社製品/機能を具備するための研究開発、省人化・省力化に資する研究開発など、当社の根幹を支える技術について、技術研究開発を積極的に推進し、成長事業の創出を実現していく所存です。

iii 財務視点から見た、資本効率を意識した戦略投資と還元の実現

当社は、戦略投資と還元の両立を目指し、成長分野への資本投入を行い投下した資本コストを上回る形でのキャッシュリターンの最大化を図りたいと考えており、キャッシュフロー計画として、手元資金に加えて当該期間中の営業キャッシュと、資本効率の向上を目的にした調達を行うことで、財務レバレッジを高めながら、戦略投資と株主還元の充実を図る計画をしておりました。しかしながら、前述のとおり、この2年間の成績としては、将来の成長の実現に向けた「戦略投資」の実行が計画より

り遅れてしまっており、自己資本比率が上昇してしまいました。

航空需要の回復が著しく業績は順調に推移しましたので、利益増加によるROEは向上したものの、資本効率の向上は図られなかったことは否めません。

今後、中期経営計画の後半では、将来のAGPのために、積極的に収益機会を求めて戦略投資の実行を推し進めると同時に、投資事業の収益性を見極めながら株主還元の充実を図り、戦略投資と還元の両立を実現してまいります。

・BS経営の推進

中期経営計画策定から過去2年間、成長事業の創出に対する資本投入は実現できていません。2024年度からは、資本効率の向上を重要視し、売上や利益のみを意識した経営ではなく、経営資源の適切な配分による利益最大化を目指すBS経営へシフトします。

資本効率の高い経営を目指し、成長事業を創出するための戦略投資、空港再編・拡張に対する設備・更新投資、それらを実行していくための人的資本投資、外部環境の変化に適応するための革新的な技術の進歩・発展をするために必要となる研究開発投資等を積極的に推し進められるよう再計画を行い、成長分野への積極的な資本投入により、資本効率を高めて企業価値向上を目指します。

・戦略投資の実行

2024年度からはAGPの将来に向けて、成長分野への積極的な資本投入を行い営業キャッシュの最大化を追求していきたいと考えていますが、そのため、一時的な営業利益率の減少およびFCFのマイナスを覚悟しています。

戦略投資に関しては、過度な投資とならぬよう、株主還元方針を念頭に、業績状況に沿って適切に投資と還元をバランスさせるだけではなく、投資事業の収益性や効率性を見極めながら、慎重に資金を活用していく所存です。なお、資金計画については、これまで、慎重な利用であった有利子負債も、市場の動向や事業の状況を注視しながら積極的に活用し、当社の稼ぐチカラの向上と成長のために活かしていく考えです。ただし、財務の健全性の維持の観点から、D/Eレシオ0.5倍を上回らないようにすることといたします。

③ 経営目標の達成/経営課題の解決に向けた施策

<経営課題解決に向けた業務執行運営体制の改革を実施します>

目標達成に向け、スピード感を持った経営を行い、総力を挙げて推進することを目的に、業務執行運営体制の変更を行いました。

1) Chief Officer (Cx0) 制度の導入

コーポレートガバナンス体制を強化しつつ、成長戦略の実現を事業領域の枠を超え、スピード感をもって事業部間の連携強化や資源配分の最適化を行うことを目的に、Cx0制度を導入しました。

Cx0は次の役割を担います。

- ・ 経営目標の達成に向けて戦略を立案し、各戦略担務ごとの方向性を決定し、進捗をモニタリング
- ・ 特に戦略目標である成長事業の創出、技術研究開発、財務戦略、資本政策等の実行を加速させるため、必要な指導を実施
- ・ 成長戦略の実現に向けてプライオリティを考え、最適な資源配分を決定

- ・ 各戦略担務の成長/事業投資において、適切に投資判断基準を充たしているか否かの判断を行う
- ・ Cx0は、最高経営責任を負うCEO、技術面から経営をサポートし、新規事業開発、技術研究開発の実現を担うCTO（最高技術責任者）、中期経営計画達成および上場維持、企業価値向上に向けた戦略の立案と実行プロセスの構築を担うCSO（最高戦略責任者）に加え、財務戦略、配当計画・資金調達の戦略立案と実行を担うCFO（最高財務責任者）の4名体制により、スピード感を持った経営の実践に努めてまいります。

2)戦略担務の設置

Cx0制度の導入に加えて、各役員の担当部門に於ける執行責任を負う従来の方式に加え、戦略目標の実行の加速化を目的に、各執行役員に合計8つの戦略担務を設定し、最終目標である株主価値向上に向けて、総力を挙げて推進してまいります。

具体的な戦略担務は、次のとおりです。

a) 成長事業の創出

「環境×電気×DX」の領域における新規事業開発（EMS/FMS）、物流保守サービスにおける付加価値創造を主なターゲットとして新規事業の創出を目指してまいります。

b) 事業開発推進（M&A含む）

将来の当社のために、新たな収益の柱となる成長事業の創出を果すための事業開発を推進し、必要な機能を具備するためのM&Aや出資なども行ってまいります。

c) 研究開発推進

成長事業の創出を支える技術開発、新たな自社製品/機能を具備するための研究開発、省人化・省力化に資する技術研究開発を推進してまいります。

d) 人的資本投資・ダイバーシティ推進

前述のとおり、優秀な人材の確保・維持に向けた採用力強化、従業員の自発的能力開発を目的に従業員の賃金水準の引き上げの実施を決定しました。

加えて、外部人材の活用や幹部候補生の採用などを加速化すること、また、経営者研修やダイバーシティ研修などを含む各種の研修による能力開発を促進するなど、従業員の成長と共に企業価値を高める施策を実行してまいります。

e) BPR*推進

既存業務領域における適正人員を可視化し、業務効率化・標準化を推進するとともに、適正なシフト編成を確立し、一人当たりの生産性向上を図ります。

*BPR；Business Process Re-engineeringの略称

f) GPU*設備の投資抑制

動力供給設備の更新投資について、埋設管等のコンポーネント、動力供給設備機材について、既存の技術に新たな技術を融合させて投資コストの削減を図ります。

*GPU；Ground Power Unitの略称

g) コーポレートガバナンス強化

前述のとおり、独立した上場会社として備えるべきガバナンス水準を備え、公平で透明性を

持った経営を実践することを目的に、コーポレートガバナンス・コード全項目の準拠に取組み、これを契機に最適な資本構成や適切なガバナンスの仕組みを整え企業価値の向上を図ります。

h) 上場維持・資本政策・財務戦略

前述のとおり、スタンダード市場上場維持基準達成に向けた取組みを推進してまいります。また、単に基準の充足を目的とするのではなく、これを契機に、最適な資本構成や適切なガバナンスの仕組みを整え、企業価値向上に資する施策を押し進めます。継続的・安定的な配当に加え、自社株買い等の株主還元策を含む総合的な資本政策を実施し、自己資本比率を適正化します。なお、機動的な資本政策の対応には有利子負債の活用も視野にいれています。投資資本コスト上回るキャッシュリターンを最大化を図るために、手元資金と営業キャッシュに加えて有利子負債の有効活用を行いつつ成長分野への資本投入を実行することで、財務レバレッジを高めながら、ROEの向上を目指してまいります。

(3) 設備投資等及び資金調達状況

① 設備投資等

当期中において実施いたしました設備投資等の総額は10億36百万円であります。

その主な内容は次のとおりであります。

場 所	内 訳	金 額
東京国際空港	動力供給設備設置等	629,657 千円
成田国際空港	動力供給設備設置等	161,497 千円
関西国際空港	動力供給設備設置等	127,630 千円
福岡空港	動力供給設備設置等	41,479 千円
新千歳空港	動力供給設備設置等	20,703 千円

② 資金調達

当期におきましては、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第56期 (2020年度)	第57期 (2021年度)	第58期 (2022年度)	第59期 (2023年度) (当連結会計年度)
売 上 高	10,404,895千円	10,381,548千円	11,039,908千円	12,986,882千円
経 常 利 益 (△ 損 失)	△58,026千円	236,070千円	512,726千円	1,075,002千円
親会社株主に帰属する 当期純利益(△純損失)	△45,902千円	11,420千円	510,882千円	689,497千円
1株当たり当期純利益(△純損失)	△3円29銭	0円81銭	37円26銭	52円76銭
総 資 産	14,507,396千円	14,250,462千円	13,354,902千円	13,796,369千円
純 資 産	9,330,810千円	9,357,692千円	9,180,243千円	9,353,925千円
1株当たり純資産	668円97銭	670円90銭	702円50銭	715円77銭

(注) 1 1株当たり当期純利益は、期中の平均株式数により計算しており、1株当たり純資産は、期末の発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)により計算しております。

2 当社は第59期より「株式給付信託(J-ESOP)」を導入しており、1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数及び1株当たり純資産の算定に用いられた期末の普通株式の数については、当該株式給付信託が保有する当社株式を、控除する自己株式に含めております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
(株) エー ジ ー ピ ー 中 部	10,000千円	100.0%	航空機用動力供給業 建物及び建物付属設備の保守管理業 休眠会社
(株) エ ー ジ ー ピ ー 沖 縄	10,000千円	100.0%	航空機用動力供給業 建物及び建物付属設備の保守管理業 航空機部品管理業
Airport Ground Power (Thailand) Co.,Ltd.	68,800千円	90.0%	当社既存事業の海外での事業展開 技術人材の育成

(注) (株) エー ジ ー ピ ー 中 部 に つ き ま し て は 事 業 を 休 止 し て お り ま す 。

③ 持分法適用会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
(株) A リ リ ー フ	35,000千円	49.0%	特殊技術者の派遣並びに育成 ・ 空港内施設の維持管理 ・ 設備整備、セキュリティ機器保守管理、 特殊車両整備 ・ 維持管理、グランドハンドリング業務、 航空貨物取扱業務、貿易事務・通関業務、 空港送迎サービス業務、航空整備業務、空 港内サービス業務
Smart Airport Systems Japan(株)	5,010千円	40.0%	航空機用動力供給業

(6) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業	内容
動力供給	・国内10空港（新千歳・成田・羽田・中部・伊丹・関西・神戸・広島・福岡・那覇）において、航空機が必要とする電力、冷暖房及び圧搾空気を固定式設備及び移動式設備による供給
エンジニアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・整備保守 空港関連の特殊設備（旅客搭乗橋、手荷物搬送設備）の保守管理業務 ・施設保守 建物・諸設備（航空機用格納庫、機内食工場、貨物ターミナル、冷熱源供給設備、特高変電所、ホテル 他）の保守管理業務 ・セキュリティ保守 受託手荷物検査装置の運用管理業務やハイジャック防止設備等セキュリティ機器の保全業務 ・ビジネスジェット支援 ビジネスジェットの格納庫駐機、機体クリーニング等サポート業務 ・物流保守サービス 空港外の特殊設備（総合物流センター等の保管・搬送設備）の保守管理業務
商品販売	<ul style="list-style-type: none"> ・フードシステム販売 機内食システムを病院、介護施設、学校、ホテル等の給食システムに転用した、保冷・加熱カート、保冷カート、保温カート等の製作販売 ・電力販売 ・GSE（Ground Support Equipment：航空機地上支援機材）等販売 航空業界のニーズに応じた海外製機材の輸入販売及び航空機用冷暖房車等の特殊車両及びBe power.GPU、ブレーキクーリングカート等の製作販売、アフターサービス ・その他 航空機部品管理業務、空港内電気自動車の充電設備の賃貸と設備の保守管理業務及び国内外の空港特殊設備に関する技術支援業務等

(7) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

本社	社：東京都大田区	大阪空港支店	：大阪府豊中市
成田支社	社：千葉県成田市	神戸空港出張所	：兵庫県神戸市
羽田支社	社：東京都大田区	福岡空港支店	：福岡県福岡市
関西支社	社：大阪府泉南市	広島空港出張所	：広島県三原市
千歳空港支店	：北海道千歳市	沖縄空港支店	：沖縄県那覇市
中部空港支店	：愛知県常滑市		

② 子会社

株式会社エージーピー中部 : 愛知県常滑市
株式会社エージーピー沖縄 : 沖縄県那覇市
Airport Ground Power (Thailand) Co.,Ltd. : Bangkok, Thailand

(8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
638名	24名減

(注) 上記従業員数は就業人員を表示しており、嘱託及び契約社員 (52名) を含んでおります。

(9) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	230,000千円
株式会社三井住友銀行	171,400千円
三井住友信託銀行株式会社	140,000千円
株式会社京都銀行	42,800千円
株式会社三菱UFJ銀行	23,534千円

(注) 上記金額は、当社の借入金残高であります。

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数…………… 52,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数…………… 13,510,000 株
 （自己株式 2,135株を含む。）
- (3) 資 本 金…………… 2,038,750,000 円
- (4) 株 主 数…………… 3,179 名
- (5) 単 元 株 式 数…………… 100 株
- (6) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
日 本 航 空 株 式 会 社	4,115,400株	30.46%
日 本 空 港 ビ ル デ ン グ 株 式 会 社	3,309,300株	24.49%
A N A ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	2,471,400株	18.29%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 E 口)	439,700株	3.25%
エ ー ジ ー ピ ー 社 員 持 株 会	258,923株	1.91%
S T I F E L , N I C H O L A U S + C O M P A N Y , I N C O R P O R A T E D S E G E B O C	118,920株	0.88%
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	100,000株	0.74%
高 塚 直 樹	89,000株	0.65%
栗 原 工 業 株 式 会 社	86,000株	0.63%
山 田 典 明	72,500株	0.53%

(注) 1. 持株比率は自己株式（2,135株）を控除して算出しております。なお、自己株式（2,135株）には、株式給付信託（J-ESOP）制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式（439,700株）は含めておりません。

2. 上記株主の英文名は、㈱証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役	大 貫 哲 也	安全衛生推進委員長 株式会社Airport Ground Power (Thailand) ディレクター
取 締 役	阿 南 優 樹	GSE販売サービス部
取 締 役	山 田 康 成	技術開発部 建設業法経營業務管理責任者
取 締 役	山 崎 有 浩	環境事業統括、環境事業推進部、電力事業部
取 締 役	杉 田 武 久	総務部、空港業務統括部
取 締 役	平 岡 正 明	安全・教育推進部
取 締 役	竹 山 哲 也	経営企画部
取 締 役	佐々木 かをり	株式会社ユニカルインターナショナル代表取締役社長 株式会社イー・ウーマン代表取締役社長 小林製薬株式会社 社外取締役 株式会社マルエツ 社外取締役 株式会社テレビ東京ホールディングス 社外取締役
取 締 役	阿 南 剛	潮見坂総合法律事務所パートナー 株式会社INFORICH 社外監査役
常 勤 監 査 役	坂 本 重 敏	
監 査 役	岩 本 慎 哉	日本航空株式会社 監査役室室長
監 査 役	徳 武 大 介	東京国際空港ターミナル株式会社 常務取締役
監 査 役	高 田 幸 太 郎	ANAホールディングス株式会社 グループ経営戦略室事業推進部 担当部長

- (注) 1. 当事業年度中における取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
竹山哲也氏、坂本重敏氏、岩本慎哉氏および高田幸太郎氏は2023年6月21日開催の定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
監査役 大島康典氏および浜出真氏は2023年6月21日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
2. 佐々木かをり氏および阿南剛氏は、社外取締役であります。なお、当社は、両氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役 岩本慎哉氏、徳武大介氏および高田幸太郎氏は、社外監査役であります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

当社は、2023年3月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- ① 取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬等及び非金銭報酬等以外）の額またはその算定方法の決定方針
期初に前期の会社業績を踏まえつつ、業務執行の実績等を考慮し、2006年6月22日開催の第41回定時株主総会で決議された取締役の報酬を「年額2億円以内」、監査役の報酬を「年額5千万円以内」を支給限度額の範囲内において、個人別の報酬等を決定する。当該定時株主総会終結時点における役員の員数は取締役9名、監査役3名です。
- ② 会社法施行規則第98条の5第1号に定める報酬等（以下「金銭報酬」という。）の額、業績連動別報酬等の額、非金銭報酬等の額の、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針
金銭報酬を100%とし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しないものとする。
- ③ 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定方針
取締役は毎月固定額を支給する金銭報酬とする。
- ④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項
当社が任意に設置する、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会において、「取締役の報酬決定にあたっての全般的方針」、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針案」、「取締役の個人別の報酬等の内容案」を審議し、取締役会に答申する。取締役会において、指名・報酬委員会の答申内容を審議のうえ、決議・決定する。
指名・報酬委員会の構成員は、独立社外取締役2名と社内取締役（代表取締役）1名の合計3名である。
- ⑤ その他役員の報酬等の決定に関する事項
各監査役の報酬は、会社法第387条に基づき監査役の協議により決定しております。
- ⑥ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	160百万円 (16百万円)
監査役	2名	18百万円
合 計	11名	179百万円

(注) 1. 上記の取締役及び監査役の人数・報酬等の額には2023年6月21日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました監査役1名を含んでおります。

2. 無報酬である監査役4名は人数に含んでおりません。

(3) 取締役の報酬等に対する新たな方針について（参考）

適切な資本効率の下で成長戦略を実現することにより株主価値の向上を図ることに向けた適切なインセンティブとなる報酬設計とすることを基本に検討を進めてまいりました。

取締役の報酬等の決定は、以下の方針に沿って行います。

① 基本方針：

- ・ 長期的な企業価値の創造を促し、企業理念である挑戦心の維持と成長戦略実現への動機づけとなること
- ・ 社会インフラを担う企業として中立かつ公平な意思決定を促す報酬制度であること
- ・ 達成された業績に応じ支給額が変動する業績連動型の報酬制度であること
- ・ 環境貢献に資するインフラサービスを安全かつ安定的に提供し続けるべく、外部環境の変化に適応するための革新的な技術の進歩・発展を重視すること
- ・ 短期利益の追求や過度な成長投資へ繋がらないようリスク管理が為されていること
- ・ 各役員の役割および責任の大きさに応じ、マーケット水準に照らして適切な報酬額となっていること

② 独立社外取締役を除く取締役（以下「業務執行取締役」といいます。）の報酬に関する方針

A) 業務執行取締役の報酬の構成要素

- ・ 業務執行取締役の報酬は、①基本報酬（金銭による固定報酬）②業績連動報酬（事業年度ごとの業績目標の達成度合いに基づき年次にて支給される年次現金報酬）③中長期インセンティブ報酬（当社グループの中長期的な株主価値創造に向けたインセンティブとして支給される株式報酬）の3種類の組み合わせにより構成するものとします。

B) 基本報酬に関する方針

基本報酬の構造は、各自の執行役員としての標準報酬金額に加え、一律化された取締役報酬額とCX0新設による報酬付加を設定し、あらかじめ定める年額を基礎に定めた一定の額を毎月金銭により支給するものとします。在任期間中に役職、職務内容に変動が生じた場合には、期間按分により変更後の年額を適用するものとします。各自の執行役員の標準報酬金額については、経営環境を踏まえ、また、客観的な報酬市場データを参考に、自社で定めたグレードごとに適切な報酬水準に設定します。グレードの決定は、執行担務のボリューム、役割と責任範囲、戦略的採用などを総合的に勘案して社長が行いますが、決定にあたっては、指名報酬委員会の審議を経るものとします。

C) 業績連動報酬等に関する方針

2024年度及び2025年度における年次現金報酬は、事業年度ごとの業績目標の達成度合いに基づき算定される額を金銭により支給するものとし、その支給額は、業績達成度合いに応じて0%から150%の範囲で支給額が変動するものとし、標準業績の場合に基本報酬の額の概ね50%となるように設計されるものとします。

業績指標は、売上高、営業利益率、財務数値以外の成長戦略目標の3指標により構成され、その構成比は15%、15%、70%とします。また、各指標についてあらかじめ3通りの目標数値（最低限の目標、標準目標、最大限の目標）を設定し、最低限の目標を達成した場合の支給率を50%、標準目標を達成した場合の支給率を100%、最大限の目標を達成した場合の支給率を150%とします。各指標につき、最低限目標を下回った場合の支給率は0%、最大限の目標を上回った場合の支給率は150%とします。

3指標のうち成長戦略目標は、事業年度ごとに定めた戦略目標を踏まえた定量あるいは定性の基準として設定されます。

D)非金銭報酬等に関する方針

経営陣に株主目線での経営を促すという観点や、中長期的な株主価値の向上のためのインセンティブを与えるという観点から、株式報酬を付与します。株式報酬は、当社グループの中長期的な価値創造に向けた健全なインセンティブとして機能するように業績条件が設定される事後交付型リストラクテッド・ストック・ユニットとし、その額は、権利設定時の当社株式の時価を前提として一事業年度に帰属する費用の額が基本報酬の概ね50%となるように設計されるものとします。

2024年度及び2025年度につきましては、当社が2022年5月26日に策定・公表した「AGPグループ中期経営計画（2022-2025年度）」の目標達成、及び当社が2026年3月までを目途に各種取組みを進めている流動株式比率向上の目標達成に向けた健全なインセンティブとして機能するように、次の権利確定条件をいずれも達成した場合に株式が交付されるユニットを2024年3月期にかかる定時株主総会の終結の日から1ヶ月以内に一括付与するものとし、かつ、交付される株式の全部につき、ユニット付与後3年を経過するまでの間、譲渡制限を付するものとします。

<権利確定条件>

- ・ 中期経営計画期間の満了時まで継続して取締役として在任すること（ただし、2025年3月期にかかる定時株主総会の終結後に死亡、任期満了その他正当な事由により退任した場合はこの限りでない。）
- ・ 2025年度にかかる有価証券報告書において記載されるべき連結PBR（自己資本利益率に株価収益率を乗じた倍率）が1.0倍以上であること
- ・ 2026年3月末日現在において流通株式比率（東京証券取引所が有価証券上場規程において定める「流通株式」の数の「上場株券等」の数に対する比率をいう。）が25%以上であること

また、事後交付型リストラクテッド・ストック・ユニットの付与対象である取締役について次のいずれかに該当するなど企業価値向上に反する行為があったときは、指名・報酬委員会の審議を経た上で取締役会の決議により付与したユニットの全部又は一部を失効させ、又は交付した株式の返還等を求めるものとします（クローバック）。

- a) 不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実が判明した場合
- b) 会社法に定める取締役の欠格事由に該当することとなった場合
- c) 権利確定条件を成就していないことが判明した場合
- d) その他上記各号に準ずる場合

なお、2026年度以降の株式報酬については、2025年度終了時の当社における経営課題等を分析の上、2025年3月期にかかる定時株主総会に上程するものとします。

③ 独立社外取締役の報酬に関する方針

1. 独立社外取締役の報酬の構成要素を基本報酬と中長期インセンティブ報酬とする。
2. 基本報酬の水準は、当社の独立社外取締役に期待される役割とその責任を反映するとともに、今後の独立社外取締役の継続的起用に資するものとする。

中長期インセンティブ報酬については、業務執行取締役と同様の理由から、「事後交付型譲渡制限付株式（RSU：Restricted Stock Unit）」を付与し、その額は、権利設定時の当社株式の時価を前提として一事業年度に帰属する費用の額が基本報酬の概ね50%となるように設計されるものとします。

3. なお、独立社外取締役には、経営陣を監督する役職であることに鑑み、業績連動型の年次現金報酬は付与しません。

④ 報酬等の決定プロセスに関する事項

当社は、取締役、監査役の指名、報酬等にかかる評価・決定プロセスの透明性、客観性及び公正性を担保することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制の強化・充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しています。

指名・報酬委員会は、報酬制度の基本方針、報酬体系、及び取締役の個人別の報酬等の内容について審議し、その結果を取締役に答申し、取締役会は、指名・報酬委員会の答申を最大限尊重して、報酬制度の基本方針、報酬体系、及び取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社および当社のすべての子会社の取締役、監査役、執行役員および管理・監督の立場にある従業員等。

② 保険契約の内容の概要

取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、役員等賠償責任保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

(6) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	佐々木かをり	当事業年度開催の取締役会には16回のうち16回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識・見地から環境問題、働き方改革、女性活躍やダイバーシティを踏まえ、議案審議等で積極的な発言を行っております。
取締役	阿南剛	当事業年度開催の取締役会には16回のうち16回に出席し、弁護士としての実績や豊富な経験や見識から、コーポレートガバナンス体制強化を踏まえ、議案審議等で積極的な発言を行っております。
監査役	岩本慎哉	就任後の当事業年度開催の取締役会には10回のうち10回に、また監査役会には5回のうち5回に出席し、主に出身分野である航空業界を通じて豊富な経験と幅広い知識・見地から議案審議等で積極的な発言を行っております。

監査役	徳武 大介	当事業年度開催の取締役会には16回のうち16回に、また監査役会には8回のうち8回に出席し、主に出身分野である空港ビル業界を通じて豊富な経験と幅広い知識・見地から議案審議等で積極的な発言を行っております。
監査役	高田 幸太郎	就任後の当事業年度開催の取締役会には10回のうち10回に、また監査役会には5回のうち5回に出席し、主に出身分野である航空業界を通じて豊富な経験と幅広い知識・見地から議案審議等で積極的な発言を行っております。

- (注) 1. 社外取締役佐々木かをり氏が代表取締役社長を務める株式会社イー・ウーマンは、ダイバーシティに対する理解度を測定するサービスを提供しており、当社は当該サービスを利用しております。また、同社が提供しているダイバーシティに関する人材研修を活用することで、当社の推進するダイバーシティ経営に大きく寄与しております。これらの費用は過去3年間の平均で、年間200万円以下であります。
2. 社外取締役阿南剛氏は潮見坂総合法律事務所パートナー弁護士として弁護士業を務めておりますが、当社の特定関係事業者の業務執行者ではありません。
3. 社外監査役岩本慎哉氏は、日本航空株式会社の監査役室室長を務めており、同社は、当社のその他の関係会社であり、当社の主要な取引先である特定関係事業者であります。
4. 社外監査役徳武大介氏は、日本空港ビルデング(株)の特定子会社である東京国際空港ターミナル(株)常務取締役であります。
5. 社外監査役高田幸太郎氏は、ANAホールディングス株式会社のグループ経営戦略室事業推進部部長を務めており、同社は、当社のその他の関係会社であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
i 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	23,000千円
ii 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、上記iの金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の子会社であるAirport Ground Power (Thailand) Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、2023年12月26日付で、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（2024年1月1日から2024年3月31日まで）の処分を受けました。当社は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取組及び当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、同監査法人による監査を継続することといたしました。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2006年5月9日開催の取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制整備に向けた「内部統制システムの基本方針」を決定し、2009年3月26日開催の取締役会ならびに2015年4月24日開催の取締役会にて一部改定いたしました。改定後の当該基本方針の内容は以下のとおりであります。

当社グループは、企業理念のもとに、内部統制システムを整備することが経営上の重要な事項と考えています。すなわち会社法第362条第5項及び同条第4項第6号に基づき、当社グループの内部統制システムの構築において、遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則第100条第1項及び同条第3項の定める同システムの体制整備に必要なとされる各事項に関し、以下のとおり大綱を定めるものであります。

内部統制システムについては、不断の見直しによってその改善を図り、法令の遵守はもちろんのこと、業務の一層の適正性・効率性等を実現しうる企業体制を作ることにより、当社グループの企業価値向上につなげてまいります。

当社グループの役員及び社員全員が、日々の業務活動をつうじ、本方針の実現に努めてまいります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ① 取締役は法令に定められた「取締役の忠実義務」「取締役の善管注意義務」に則って職務執行を行います。
- ② 取締役会は、法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、取締役から適宜状況報告を受けます。
- ③ 社外での実績や豊富な経験等を有する取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持・向上を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

職務の執行に係る文書その他の情報（会議資料、議事録・稟議書等）は、文書管理規則及びそれに関連する各管理規定に従い適切に保存・管理します。

(3) 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規定その他の体制について

- ① 経営に重大な影響を及ぼすリスク（企業リスク・業務に関するリスク・安全に係るリスク等）を十分に認識した上で、平時における損失の事前防止に重点を置いた対策を実行します。
- ② リスク管理の実効性を確保するため、内部監査部門が内部統制の子会社を含む全社的整備状況の監査を行い、リスクまたは損害発生を最小限に抑える仕組み等の有効性を検証します。
- ③ 緊急事態発生時の通報経路及び役員責任体制を定め、有事の対応を迅速かつ適切に行うとともに、防止策を講じます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ① 取締役の職務を明確にし、職務権限規則、業務分掌規則に基づき職務を適正に執行します。
- ② 組織の透明性、業務簡素化に関する各種施策ならびにITの適切な利用等をつうじて業務の効率化を推進します。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- ① 法令・定款の遵守を徹底するため、各種規定の整備及び必要規定を制定し共有化を図るとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報制度その他必要な報告体制を構築します。
- ② AGPグループ企業理念に基づき、経営トップ以下、当社グループ全体に規範の浸透を図ることにより、健全な企業行動を実践します。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制について

- ① 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図ります。
- ② 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制について監査を行い、主管部署及び監査を受けた部署は、是正・改善の必要があるときにはその対策を講ずるものとします。
- ③ 監査役は、独立の立場から財務報告の適正性とその内部統制の整備及び運用状況を監視、検証します。

(7) 当社グループにおける業務の適正を確保する体制について

- ① 当社は関係会社管理規則に基づき、各子会社の重要な事項について報告を行うことを義務付けるとともに、子会社と連携し、各社相互に関連するリスク管理、コンプライアンス、経営効率化、迅速な決算情報の収集・開示等を実現するための体制を構築します。
- ② 当社と子会社との間における、不適切な取引または会計処理を防止するため内部監査部門は子会社の内部監査部署、またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行い、業務の適正確保に努めます。

(8) 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項ならびに取締役からの独立性に関する事項について

- ① 監査役職務を補助する使用人の配置を求められた場合は、必要な処置を行います。
- ② (8)①の使用人の人事については、監査役会の同意の下に行います。
- ③ (8)①の使用人は、監査役からの直接の業務指示・命令を受けこれを実施します。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項について、適時・適切に報告します。
- ② 内部監査部門が実施した監査結果については、監査役に供覧します。
- ③ 当社グループは、上記の報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止します。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項について

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる前払い費用等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに処理します。

(11) その他監査役会または監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

会計監査人、取締役、使用人、子会社取締役・監査役等は、監査役の求めに応じ必要な報告を行うとともに、随時意見交換を行います。

(12) 反社会的勢力に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力と一切の関係を持ちません。また反社会的勢力から接触を受けたときは直ちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処します。

(13) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ① 反社会的勢力と取引を行わない、不当な要求には応じない、法令・社会的規範・企業倫理に反した事業活動は行わないことを、職制で指導するとともに内部通報制度を整備しております。
- ② 所轄警察署及び株主名簿管理人等から関連情報を収集して不測の事態に備え、最新の動向を把握するよう努めております。またこれらの勢力に対する対応は総務部が総括し、必要に応じて外部機関と連携して対処いたします。

(当該体制の運用状況)

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 財務報告に係る内部統制について、内部統制委員会による定例会議を2回開催しました。
- ② 当社及びグループ会社のうち(株)エージーピー沖縄の内部統制システム全般の整備・運用状況を総合監査室(内部監査部門)が評価し、その結果を代表取締役及び取締役会に報告しました。
- ③ 総合監査室(内部監査部門)は、内部業務監査計画に基づき、当社の各部署の業務執行及びグループ会社の業務の監査を実施しました。
- ④ 当社常勤役員及び当社グループ社員に対し、コンプライアンス教育を実施し、法令及び定款を遵守するための取組を継続的に行っています。
- ⑤ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づいて監査を行うとともに、取締役会に出席し、必要に応じ発言を行っています。
- ⑥ 常勤監査役は、主要な伺い書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監視するとともに、内部統制委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じ発言を行っています。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	[7,269,475]	流 動 負 債	[2,015,517]
現 金 及 び 預 金	3,848,921	営 業 未 払 金	730,306
受 取 手 形	350	1年内返済予定の長期借入金	229,664
営 業 未 収 入 金	2,251,776	リ ー ス 債 務	6,167
電 子 記 録 債 権	1,947	未 払 法 人 税 等	197,564
契 約 資 産	27,658	未 払 消 費 税	73,945
商 品 及 び 製 品	112,251	未 払 払 費 金	509,290
仕 掛 品	99,097	未 払 費 用	210,395
材 料 及 び 貯 蔵 品	649,791	賞 与 引 当 金	19,531
前 渡 金	93,359	そ の 他	38,652
前 払 費 用	161,907		
そ の 他 金	24,126		
貸 倒 引 当 金	△1,712	固 定 負 債	[2,426,926]
固 定 資 産	[6,526,893]	長 期 借 入 金	378,070
(有 形 固 定 資 産)	(5,058,236)	リ ー ス 債 務	3,623
建 物 及 び 構 築 物	2,059,180	製 品 保 証 引 当 金	1,184
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,148,800	株 式 給 付 引 当 金	28,523
工 具、器 具 及 び 備 品	37,239	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,951,769
土 地	110,608	資 産 除 去 債 務	59,373
リ ー ス 資 産	8,743	そ の 他	4,381
建 設 仮 勘 定	693,664	負 債 合 計	4,442,443
(無 形 固 定 資 産)	(71,614)	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	61,551	科 目	金 額
そ の 他	10,063	株 主 資 本	[9,188,074]
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(1,397,041)	(資 本 金)	(2,038,750)
投 資 有 価 証 券	254,373	(資 本 剰 余 金)	(186,785)
破 産 更 生 債 権 等	3,182	(利 益 剰 余 金)	(7,354,979)
長 期 前 払 費 用	12,765	(自 己 株 式)	(△392,441)
敷 金 及 び 保 証 金	189,123	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	[165,850]
退 職 給 付 に 係 る 資 産	353,164	(そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金)	(24,226)
繰 延 税 金 資 産	586,509	(為 替 換 算 調 整 勘 定)	(13,828)
そ の 他	1,104	(退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額)	(127,795)
貸 倒 引 当 金	△3,182	純 資 産 合 計	9,353,925
資 産 合 計	13,796,369	負 債 純 資 産 合 計	13,796,369

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

連結損益計算書

(自 2023年4月 1日)
(至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,986,882
売上総利益	10,543,033
販売費及び一般管理費	2,443,849
営業利益	1,384,243
営業外収益	1,059,605
受取配当金	2,604
投資利益	9,932
売却益	5,837
その他	5,633
営業外費用	24,008
支払利息	3,615
償却費	3,010
その他	1,985
経常利益	1,075,002
特別利益	124
固定資産売却益	183,913
特別損失	62,847
固定資産売却損	19
固定資産縮減損	180,530
税金等調整前当期純利益	1,015,642
法人税、住民税及び事業税	173,906
法人税等調整額	152,238
当期純利益	689,497
親会社株主に帰属する当期純利益	689,497

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2023年4月1日残高	2,038,750	114,700	7,194,796	△320,622	9,027,624
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△529,314		△529,314
親会社株主に帰属する 当期純利益			689,497		689,497
株式給付信託に対する 自己株式の処分		72,085		319,074	391,160
株式給付信託による 自己株式の取得				△391,160	△391,160
株式給付信託による 自己株式の処分				266	266
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	72,085	160,183	△71,819	160,449
2024年3月31日残高	2,038,750	186,785	7,354,979	△392,441	9,188,074

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2023年4月1日残高	13,465	9,051	130,101	152,619	9,180,243
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△529,314
親会社株主に帰属する 当期純利益					689,497
株式給付信託に対する 自己株式の処分					391,160
株式給付信託による 自己株式の取得					△391,160
株式給付信託による 自己株式の処分					266
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	10,760	4,777	△2,305	13,231	13,231
連結会計年度中の 変動額合計	10,760	4,777	△2,305	13,231	173,681
2024年3月31日残高	24,226	13,828	127,795	165,850	9,353,925

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	[6,972,774]	流動負債	[2,095,875]
現金及び預金	3,594,039	営業未払金	739,044
受取手形	350	関係会社短期借入金	120,000
営業未収金	2,215,521	1年内返済予定の長期借入金	229,664
電子記録債権	1,947	リース債務	6,167
契約資産	27,658	未払法人税等	192,222
商品及び製品	112,251	未払消費税等	66,715
仕掛品	99,097	未払金	509,290
材料及び貯蔵品	649,791	未払費用	200,566
前払費用	93,359	その他	32,204
前払費用	160,629	固定負債	[2,506,900]
貸倒引当金	19,839	長期借入金	378,070
	△1,712	リース債務	3,623
固定資産	[6,581,846]	製品保証引当金	1,184
(有形固定資産)	(5,048,125)	退職給付引当金	2,031,743
建物	197,051	株式給付引当金	28,523
構築物	1,858,459	資産除去債務	59,373
機械装置及び運搬具	2,148,657	その他	4,381
工具、器具及び備品	30,941	負債合計	4,602,775
土地	110,608	純資産の部	
リース資産	8,743	科目	金額
建設仮勘定	693,664	株主資本	[8,927,619]
(無形固定資産)	(70,279)	(資本金)	(2,038,750)
ソフトウェア	60,524	(資本剰余金)	(186,785)
その他	9,754	資本準備金	114,700
(投資その他の資産)	(1,463,441)	その他資本剰余金	72,085
投資有価証券	82,400	(利益剰余金)	(7,094,524)
関係会社株	250,916	利益準備金	391,122
破産更生債権	3,182	その他利益剰余金	6,703,402
長期前払費用	12,761	別途積立金	80,000
敷金及び保証金	186,733	繰越利益剰余金	6,623,402
前払年金費用	318,125	(自己株式)	(△392,441)
繰延税金資産	611,600	評価・換算差額等	[24,226]
その他	904	(その他有価証券評価差額金)	(24,226)
貸倒引当金	△3,182	純資産合計	8,951,845
資産合計	13,554,621	負債純資産合計	13,554,621

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2023年4月 1日)
(至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		12,764,689
売上原価		10,354,571
売上総利益		2,410,118
販売費及び一般管理費		1,365,231
営業利益		1,044,886
営業外収益		
受取利息配当金	2,401	
為替差益	5,712	
資産売却益	5,837	
その他	4,826	18,777
営業外費用		
支払利息	3,768	
減価償却費	3,010	
その他	1,985	8,764
経常利益		1,054,900
特別利益		
固定資産売却益	124	
国庫補助金収入	183,913	184,038
特別損失		
固定資産除却損	62,847	
固定資産売却損	19	
固定資産圧縮損	180,530	243,397
税引前当期純利益		995,540
法人税、住民税及び事業税	167,260	
法人税等調整額	156,279	323,539
当期純利益		672,000

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023年4月 1日)
(至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2023年4月1日残高	2,038,750	114,700	—	114,700
剰余金の配当				
当期純利益				
株式給付信託に対する 自己株式の処分			72,085	72,085
株式給付信託による 自己株式の取得				
株式給付信託による 自己株式の処分				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	72,085	72,085
2024年3月31日残高	2,038,750	114,700	72,085	186,785

(単位：千円)

	株 主 資 本					自己株式	株主資本 合計
	利 益 剰 余 金				利益剰余金 合計		
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
2023年4月1日残高	338,190	80,000	6,533,647	6,951,838	△320,622	8,784,666	
剰余金の配当	52,931		△582,246	△529,314		△529,314	
当期純利益			672,000	672,000		672,000	
株式給付信託に対する 自己株式の処分					319,074	391,160	
株式給付信託による 自己株式の取得					△391,160	△391,160	
株式給付信託による 自己株式の処分					266	266	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	52,931	—	89,754	142,686	△71,819	142,952	
2024年3月31日残高	391,122	80,000	6,623,402	7,094,524	△392,441	8,927,619	

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2023年4月1日残高	13,465	13,465	8,798,132
剰余金の配当			△529,314
当期純利益			672,000
株式給付信託に対する 自己株式の処分			391,160
株式給付信託による 自己株式の取得			△391,160
株式給付信託による 自己株式の処分			266
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	10,760	10,760	10,760
事業年度中の変動額合計	10,760	10,760	153,713
2024年3月31日残高	24,226	24,226	8,951,845

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

株式会社 エージーピー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小松 亮一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大兼 宏章 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エージーピーの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エージーピー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

株式会社 エージーピー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松 亮一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大兼 宏章 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エージーピーの2023年4月1日から2024年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月29日

株式会社エージーピー 監査役会

常勤監査役 坂本重敏 ㊟

監査役(社外監査役) 岩本慎哉 ㊟

監査役(社外監査役) 徳武大介 ㊟

監査役(社外監査役) 高田幸太郎 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

東京都大田区羽田空港一丁目1番4号
羽田イノベーションシティ ゾーンJ「コングレスクエア羽田」
連絡先 03-6459-9530



交通のご案内
京浜急行電鉄空港線・東京モノレール：「天空橋」駅
下車徒歩2分

